第4回トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善石川県地方協議会

平成29年2月3日(金) 13時30分~於) 石川県トラック協会 2階 会議室

【議事次第】

- I. 開会
- Ⅱ. 議題
 - 1. 平成28年度パイロット事業(実証実験)中間報告について
 - 2. 平成29年度パイロット事業の実施について
 - 3. その他
- Ⅲ. 閉会

【配付資料】

議事次第、委員名簿、出席委員名簿、配席図

資料1 平成28年度パイロット事業中間報告資料

資料2 トッラク輸送における取引環境・労働時間改善協議会における

平成29年度パイロット事業の実施等について

資料3 トラック事業労働時間改善にかかる広報について(トラック協会)

第4回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

委 員 名 簿

(敬称略)

近	藤	修	司	北陸先端科学技術大学院大学客員教授
宮	本	外	紀	石川県商工会議所連合会専務理事
橋	本	政	人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中	村		明	石川県中小企業団体中央会専務理事
中	出	豊	彦	石川県農業協同組合中央会総務部長
酒	井		健	カナカン株式会社常務取締役
松	任	宏	幸	津田駒工業株式会社取締役総務部長
杉	浦	直	人	石川県交通運輸産業労働組合協議会副議長
谷	本	義	治	一般社団法人石川県トラック協会長
田	内	満喜	喜夫	株式会社田内運輸取締役会長
山	田	秀	_	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
中	野	廣	志	日本通運株式会社金沢支店支店長
小	奈	健	男	厚生労働省石川労働局長
江	角	直	樹	国土交通省北陸信越運輸局長

第4回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

出席者名簿

(敬称略)

近 藤 修 司 北陸先端科学技術大学院大学客員教授

林 重 毅 石川県商工会議所連合会 金沢商工会議所理事・中小企業相談所長(代理)

橋 本 政 人 一般社団法人石川県経営者協会専務理事

中 村 明 石川県中小企業団体中央会専務理事(欠席)

中 出 豊 彦 石川県農業協同組合中央会総務部長

酒 井 健 カナカン株式会社常務取締役(欠席)

加藤三明津田駒工業株式会社社長室長(代理)

杉 浦 直 人 石川県交通運輸産業労働組合協議会副議長

谷 本 義 治 一般社団法人石川県トラック協会長

田 内 滿喜夫 株式会社田内運輸取締役会長(欠席)

山 田 秀 一 北陸貨物運輸株式会社代表取締役 (欠席)

中 野 廣 志 日本通運株式会社金沢支店支店長

北 代 昌 巳 厚生労働省石川労働局労働基準部長(代理)

斉 藤 芳 久 国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部長(代理)

(オブザーバー)

高 橋 信 行 北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課課長補佐

本 多 亨 株式会社ペック協会代表取締役

上 田 真 上田運輸株式会社代表取締役

西 出 陽 一 上田運輸株式会社企画開発室室長·物流部部長

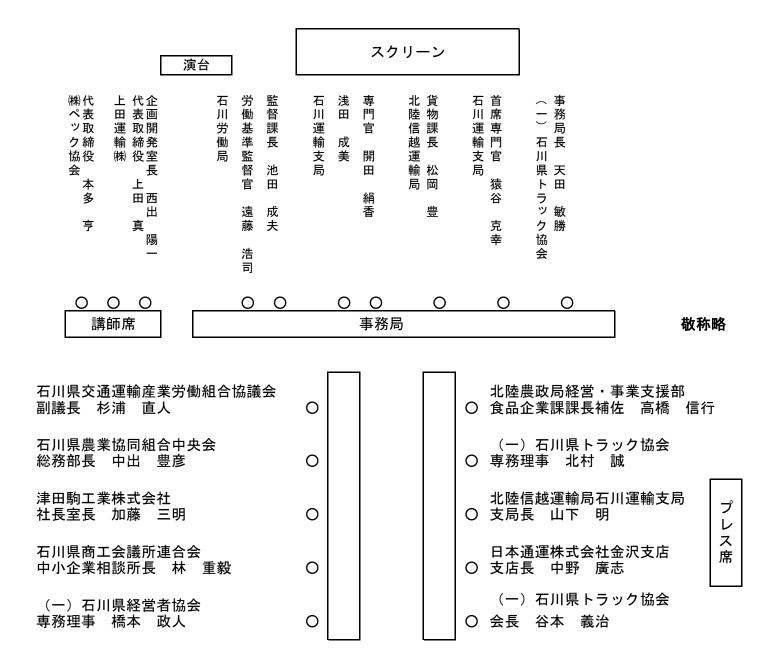
【事務局】

北陸信越運輸局 松岡貨物課長 石川運輸支局 山下支局長、猿谷首席、開田、浅田 石川労働局 池田課長、遠藤監督官 石川県トラック協会 北村専務、天田事務局長

合計23名

第4回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

平成29年2月3日(金) 13:30~ **議長用配席図** 石川県トラック会館 2階 第1・第2研修室



 〇
 〇
 〇

 石川労働局
 北陸先端科学技術大学 北陸信越運輸局 院大学客員教授 自動車交通部長

 北代 昌巳
 近藤 修司
 斉藤 芳久

基政発 0 1 1 3 第 1 号 基監発 0 1 1 3 第 1 号 国 自 貨 第 1 2 1 号 平成 2 8 年 1 月 1 3 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿 各運輸局自動車交通部長等 殿

> 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長 厚生労働省労働基準局監督課長 国土交通省計動車局貨物課長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(以下「協議会」という。)において平成 28 年度より実施するパイロット事業について、その具体的事項は下記のとおりであるので、了知のうえ、必要な検討・対応を進めること。

記

1 パイロット事業の目的・概要について

パイロット事業は、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会の議論等において把握した、各都道府県における具体的なトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団(以下「対象集団」という。)が実施する実証実験であり、好事例を集めガイドラインを作成し、その普及・定着を図る取組の一環として、平成28年度及び平成29年度の2年間で実施するものである。

2 実施方法等について

対象集団は、各年度、各都道府県1~2集団程度とし、下記(1)ア及び イにより決定する。

なお、下記3「パイロット事業規模について」に留意すること。

(1)対象集団の選定

ア 対象集団の候補選定

対象集団は、現在又は過去においてトラック運転者の長時間労働等の 実態を有する運送事業者であって、

- ・ 荷主と長時間労働改善に向けた問題意識を共有し、改善の意欲があるもの
- ・ 改善方法で悩んでいるもの、更なる改善を求めるもの 等を含むものとし、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会での議論等を踏まえ、各地方協議会でパイロット事業を実施するにあたって適当な発荷主・着荷主・運送事業者で構成される対象集団の候補を選定することとする。

その際、十分な数の候補が得られない場合には、協議会委員の了解を 得たうえで、輸送品目、事業規模等候補選定の方向性を地方協議会で決 定し、具体的な候補の選定は事務局で行うことでも差し支えない。

イ パイロット事業への参画依頼

各都道府県労働局は、地方協議会事務局内で十分な連携を行いつつ、 上記アにより選定された対象集団の候補に対して、候補選定後速やかに パイロット事業への参画依頼を行うこと。

なお、対象集団の候補に対するパイロット事業の説明に当たっては、 下記(2)「パイロット事業の実施方法」について留意するとともに、そ の取組内容を協議会において共有し、公とすることを予定していること について対象集団の了解を得ること(事業者名については匿名でも差し 支えない)。

(2) パイロット事業の実施方法

ア 進め方について

上記(1)の手順により選定された対象集団に対し、平成28年度及び平成29年度にパイロット事業を実施する。

年度ごとの進め方としては、次のようなものが想定される。

- 異なる2集団を対象とし、(i) 平成28年度1件、平成29年度1件又は(ii) 平成28年度から平成29年度にかけて平行して2件を実施
- ・ 平成 28 年度に1件実施し、同じ集団を対象に平成 29 年度に別の 角度からアプローチ (深掘り又は別の成果を期待)

イ 実施方法について

対象集団に対するパイロット事業の実施方法については、①厚生労働省が予算要求中のトラック運転者労働条件改善事業を活用するもの、及び、②国土交通省が要求中の予算等を活用して調査請負業者を利用するものを想定している。

① トラック運転者労働条件改善事業について

厚生労働省で業務委託契約した業者が、対象集団に対し、トラック 運転者の長時間労働抑制等のためのコンサルティングを行うものであ る。具体的には、対象集団と受託業者で会議体を作り、当該会議体に よる問題点の把握・改善方法の提案等と、受託業者による各事業場へ の個別訪問による改善方法の実施状況確認等を交互に進めるものを予 定している(別添1参照)。

なお、本事業は受託業者が主体的に進めていくことになるが、取組 状況等について受託業者より情報提供を受け、地方協議会で議論等を 行うに際し、事業者ヒアリング等の他の情報と合わせて活用すること。 なお、受託業者への連絡については、関係都道府県労働局から行うこ と。

② 調査請負業者の利用等によるパイロット事業について

対象集団において発着荷主と運送事業者の各々の状況を相互に理解するため、話合いを通して課題の選定及び取組の具体化を行うものであり、各運輸局等が調達する調査請負業者を入れて実施することを想定している。

地方協議会事務局は上記① (別添1参照)を参考にしつつ、パイロット事業の実施方法について検討を進めること。

なお、話合い等を円滑に進めるうえで、適切と思われる第三者がいた場合、当該者及びパイロット事業の関係者に了解を得たうえで当該第三者を話合いに加えることも差し支えない。

ウ 対象集団に対する支援体制

地方協議会事務局は、対象集団に対して、厚生労働省所管の職場意識 改善助成金等の支援策を紹介する等、トラック運転者の長時間労働抑制 等に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行う こと。

エ 実施方法の決定・伝達

各都道府県の対象集団に対するパイロット事業の実施方法が上記イ① 又は②のいずれによるかは、下記4による対象集団の選定の報告後、中央協議会事務局でイ①で実施するものを選定し、それ以外をイ②で実施するため、中央協議会事務局で決定のうえ各都道府県地方協議会事務局に伝達する。

3 パイロット事業規模について

パイロット事業については、国会において平成28年度予算が成立した場合、

上記のとおり実施することとしており、事業規模については、現時点において、以下のとおり各都道府県に原則1集団分の経費を計上している。なお、本通知に加えて地方協議会独自にパイロット事業を実施することを妨げるものではない。

- ・ 上記2 (2) イ①によるもの 20集団
- ・ 上記2(2)イ②によるもの 27集団以上

4 報告について

都道府県労働局及び各運輸局は、上記2(1)により対象集団の選定を行った場合、速やかに別添2により厚生労働省労働基準局監督課及び国土交通省自動車局貨物課に報告すること。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会における パイロット事業の実施にかかる補足

平成28年1月13日付け基政発0113第1号、基監発0113第1号、国自貨第121号で発出した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について」に関して、よくお問い合わせをいただく事項等につきまして、基本的な考え方を以下のとおり補足いたします。

	トラック運転者労働条件改善事業	その他(国土交通省又は全日本トラ
	(厚生労働省予算)	ック協会予算)
対象集団	原則、一連の発荷主、元請運送事業者、下請運送事業者、着荷主の4事業者以上が必要です。(詳細は仕様書参照)	基本的には、発荷主、トラック事業者(元請、下請の区別なし)、着荷主が必要ですが、地域の実情や想定される効果等を勘案し、発荷主又は着荷主とトラック事業者だけの集団でも差し支えありません。 ※これまでの地方協議会での議論では、発荷主だけでなく着荷主側の改善が必要との意見も多数出ています。
対象集団内(荷主と運送事業者)の打合せ	全員が一箇所に集まって打合せをすることは絶対条件ではありま合いの着荷主を打りのために鹿児島に呼ぶことが難した場合)が、一の労働、そもでありたりつというという趣旨であれば、それの支には、例えば、テレビ会議を活用するなどが考えられます。 **2 具体的な打合せ等の調整は受託業者が行います。	着荷主が遠隔地の市場でパイロット 事業実施の打合せに集まることが難 しい、そもそも市場に対象集団に入 ってもらうことは困難などといった 場合には、コンサルタントが出張し て聞き取りを実施する、実地調査を してもらうなど、柔軟に対応するこ とも可能です。

パイロット事業の報告書類について

※各資料共通

匿名希望の実施集団の名称は次の表記とする。

発着荷主名 「発荷主A(業種)」(例:発荷主A(食品メーカー)) 「着荷主a(業種)(例:着荷主a(店舗))

運送事業者名「運送事業者ア」(元請、下請がいる場合は、「運送事業者ア(元請)」 「運送事業者イ(下請)」

また、報告書類は公表を前提に作成するものであり、記載内容について参加企業に了解を得ること。

- 1. パイロット事業報告書骨子(A4版、冊子)(※H28.3.11付「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施にかかる補足」から抜粋)
 - ① 荷主側、トラック事業者側の現状の分析
 - ② 荷主側、トラック事業者側の問題点・改善点の洗い出し
 - ③ 実験内容と実施方法の決定
 - ④ 実験の様子
 - ⑤ 実験結果の検証(課題の改善状況、実験成功又は失敗の要因分析、今後の検討 課題等)、まとめ
 - ※1 数値、写真、図等も用い、ビフォーアフターが客観的に具体的にわかるよう 報告書をまとめてください。また、話し合いや検討のプロセスを盛り込むこと で、参考にしようとする者がどう話を進めたらいいかわかるようにできると良いです。
 - ※2 これらが報告書の骨子となるかと思いますが、盛り込む内容はこれに限りませんので、全国各地の荷主、トラック事業者が活用するにあたって、盛り込んだほうが良いと思われることは適宜追加してください。
- 2. 概要版 (A4縦版、2ページ) (フォーマット (別添 4-2)、記載例 (別添 4-3))
 - ① 実施集団の概要(発荷主、運送事業者、着荷主、荷種)
 - ② 事業概要(図や写真等を用いた視覚的にわかりやすい説明)
 - 3 課題
 - ④ 事業内容
 - ⑤ 結果

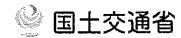
(数値等を用いて具体的に記載)

- ⑥ 荷主企業のメリット
- ⑦ 結果に結びついたポイント

(成功した場合はそのポイント、うまくいかなかった場合はその原因)

下請等中小企業の取引条件に関する関係府省等連絡会議関係の取組みについて

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について



会議の目的

〇中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作るため、平成26年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、取引条件の改善を図っていく。

今後の取組

○価格転嫁等の状況や課題を調査

- ①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。
- 業種横断的な調査 ⇒ 中企庁が実施
- ・個別業種ごとの調査 ⇒ 業所管省庁で適宜実施, (国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業)
- ②H28.3に調査結果を業種毎にとりまとめ、本連絡会議に報告、公表。

〇大企業へのヒアリング

- ①上記調査結果を踏まえ、大企業等に対するヒアリングを実施。
 - -H28.4~5 自動車産業、建設業
 - ・H28.7~8 トラック事業者及び荷主企業
- ②各々、第6回、第7回の本会議において報告。

調査及びヒアリングの結果を踏まえ、価格交渉ハンドブック等の作成、業種別ガイドラインの改訂及び運送業の自主行動計画の策定を検討。併せて、荷主企業や元請企業に対して、不適正な行為を改め、取引条件の改善に協力してもらえるよう、働きかけを実施。

会議のメンバー

内閣官房副長官

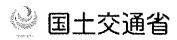
内閣府副大臣 厚生労働副大臣 経済産業副大臣 国土交通大臣政務官

内閣総理大臣補佐官内閣官房副長官補

内閣府政策統括官 中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長 警察庁、総務省、財務省、 厚生労働省、農林水産省、 環境省、 国土交通省(総合政策局長)

(平成27年12月発足)



〇野上内閣官房副長官の指示事項(第7回下請等中小企業の取引条件改善連絡会議)(平成28年8月19日)

- 1. 以下の対策について、年内のできるだけ早い段階で具体化できるよう取り組むこと。
 - ・ 優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため、物流特殊指定の調査を拡充するなど<u>独占</u>禁止法の運用を強化すること。
 - · 下請ガイドラインの業種追加の検討、充実・改善を行うこと。
 - トラック運送業について、年内を目途に、事例集やハンドブックの作成とその周知を図ること。
- 2. また、運賃水準の適正性が確保されるべきこと、さらに、その水準が不十分な場合には、安全にも支障が及ぶ問題であることを念頭において、<u>荷主所管の各府省とも連携しながら、責任をもって対応する</u>こと。

とりわけ、重大事故の未然防止など安全確保の観点からは、<u>法令違反とは言えないが適切と</u> <u>も言えないような事案に対して、荷主や親事業者に対して注意や警告を行う制度の実効性ある</u> 運用について早急に検討すること。 〇野上内閣官房副長官の指示事項(第8回下請等中小企業の取引条件改善連絡会議)(平成28年10月18日)

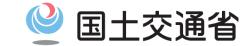
1 臨時国会が開会し、安倍総理大臣からは、所信表明において、「下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改訂し、取引条件の改善を進める」ことが表明された。

予算委員会でも、世耕経産大臣から「中小企業と大企業の間でフェアな取引が行われ、アベノミクスの果実が地方の中小企業に行き渡るようにしていく」旨の答弁がなされる等、国会において、下請対策の重要性が言及されている。

また、経済財政諮問会議や働き方改革実現会議の場においても、取引条件の改善の重要性について言及されており、幅広い関係者の間で、対策の重要性が共通認識として広がりつつある。

- 2. 下請等の中小企業は賃上げのための基礎体力が弱いが、取引条件を改善することによって、 下請等中小企業の賃上げに向けた環境を整えていくことが政府の責務である。
- 3. 国土交通省においては、<u>自動車業界の取組を踏まえて、建設業やトラック運送業においても、</u> 自主行動計画の策定要請や業種別ガイドラインの改訂などを含めて、対策を充実してほしい。

「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定について



〈要請理由〉

- 〇 第8回下請取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における<u>野上官房副長官からの締めくくり発言によるご指示を踏まえ、トラック運送業においても「自主行動計画の策定」に向けた取組について検討</u>を開始。
- 〇 トラック運送業については、荷主との取引だけでなく、下請多層構造など<u>元請と下請における運送事業者間の取引条件の改善に向けた取組み</u>を進めていただくことを目的に、<u>平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官よりトラック運送業界団体に対し、今年度内を目処に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定の要請</u>を行った。





く 要請のポイント >

- ・アベノミクスを一層加速し、<u>「経済の好循環」の流れをより</u> 確かにすることが重要。
- ・元請下請における運送事業者間を含め、トラック運送業に おける取引条件の改善は喫緊の課題。
- ・また、<u>トラック運送業の下請多層構造にも課題がある</u>と認識。
- •元請事業者となる<u>大手運送事業者が率先して取組を進める</u> ことが重要。
- ・ 今年度内を目途に自主行動計画の策定を要請
- ・なお、取引条件の改善について、関係省庁を通じ、荷主の方々にも働きかける。

出席者

【国土交通省】

根本 幸典 国土交通省大臣政務官

藤井 直樹 国土交通省自動車局長 堀家 久靖 国土交通省大臣官房審議官 他

【全日本トラック協会】

(公益社団法人全日本トラック協会物流ネットワーク委員会)

齋藤 充 日本通運株式会社 代表取締役副社長

全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員長

植松 満 日本通運株式会社 執行役員

森 日出男 ヤマト運輸株式会社 取締役常務執行役員 内田 浩幸 佐川急便株式会社 取締役CSR推進部長

日比野利夫 西濃運輸株式会社 専務取締役執行役員

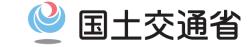
中田 晃 西濃運輸株式会社 執行役員

山本 浩史 福山通運株式会社 常務執行役員

赤松 毅 トナミ運輸株式会社 常務取締役

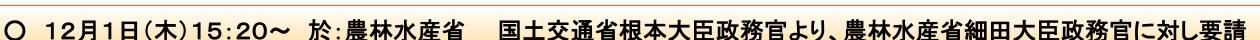
福本 秀爾 公益社団法人全日本トラック協会理事長

トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主への働きかけについて



- トラック運送業における取引条件の改善に当たっては、<u>荷主への理解と協力が必要不可欠</u>。
- このため、根本国土交通大臣政務官から関係省庁に対し、<u>以下の「具体的な取組」を踏まえた取り組みを</u> <u>進めていただくよう荷主企業に対する働きかけを要請</u>。

【関係省庁への協力要請】



〇 12月6日(火)10:00~ 於:経済産業省 " 経済産業省松村副大臣に対し要請

「具体的な取組例」

〇 価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

〇 コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品等の附帯作業や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・ 着荷主側の荷待ち待機に関する費用について、発荷主と着荷主との間で契約上明確化

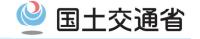
○ 契約の相手方・方法の適正化

- ・ 運行管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等の法令を遵守しない事業者との取引の禁止
- 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

〇 長時間労働の削減

- ・ 待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック事業者との面談等による課題の具体的な把握等)
- トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、発荷主が中心となって着荷主及びトラック事業者との間で定期的に協議する等、 荷主とトラック事業者の協力体制の確立

トラック運送業の取引条件改善に向けた取組について



①価格交渉ハンドブック・リーフレットの作成・周知







②トラック運送における生産性向上セミナーの開催

トラック運送業の取引条件の改善及び生産性向上に向け、全国9ブロックにおいて、取引上問題となる行為や望ましい取引のあり方、共同輸配送などの生産性向上方策等について紹介するセミナーを2月から開催予定。

〈プログラム〉

- 1. 取引条件の改善と生産性向上方策に向けた政府の取組について
- 2. 価格交渉について(価格交渉ハンドブック等の紹介)
- 3. トラック運送の生産性向上方策(好事例の横展開)
- 4. 講演:先進事例に関する荷主講演等

<スケジュール>

2/14 (火) 東 京 (200名) 2/16 (木) 名古屋 (150名) 2/20 (月) 仙 台 (100名) 2/22 (水) 大 阪 (150名)

2/23 (木) 高 松(80名) 2/24 (金) 広 島(80名)

2/28 (火) 札 幌 (100名) 3/2 (木) 福 岡 (100名)

3/3(金)新潟(80名)

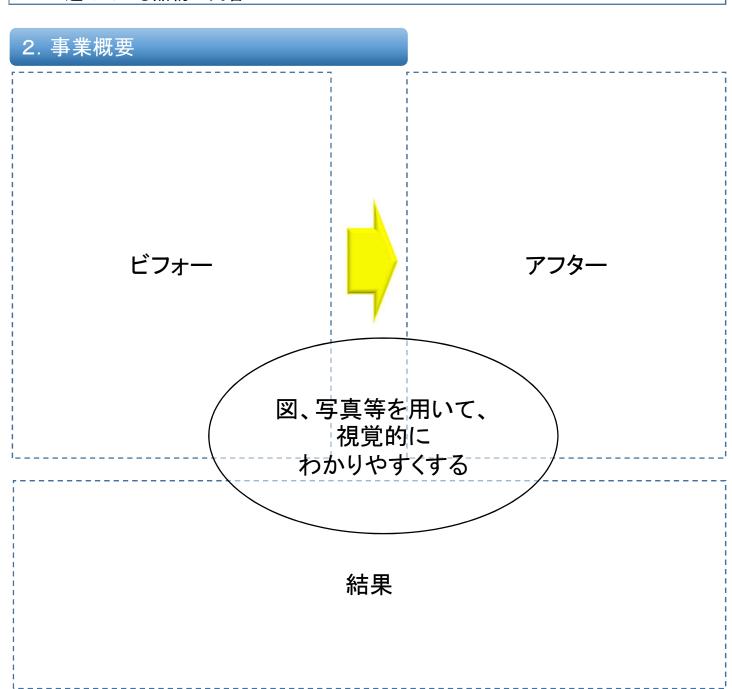
トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み(ロードマップ)

		28年 ~ 11月	12月	29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
①自主行動計画	根本政務官 から要請	自主行動計画策定					大手を中心に 反組を定着化)	
	ドライバー 労働時間)							
②荷主への働きかけ		不適切事 作成	例集の	不適切事	例集の周知	en en			
		根本政務官から働きかけ	業種別力	ゴイドライン・	への反映(等			
③交渉しやすい	ハンドブッ	ク作成	ハンドブッセミナー	クの周知・ 開催					
	独禁法	公取への情報提供		朱指定調査(・トラック事業者			(必要に応じて事	件処理)
④法令の運用	業種別 ガイドライン	下請ガイドラ見直し	ラインの	トラック事 ガイドライ	業に係る			ガイドライン	定着
	荷主勧告	運用改善	接検討	仮運用ス	スタート			本格運用開	始
⑤トラック輸送/ 環境・労働時/	パイロット 実施	事業	パイロット	・事業実施と	こりまとめ		・ パイロット事 (2年目)	業	
⑥運賃・料金検	運賃・料:	金のあり方	検討 (運賃・*	料金別建て方気	養等)		とりまとめ		

タイトル(パイロット事業の内容がわかるように) 〇〇県 別添4-2

1. 実施者の概要

- ▶ 荷主企業:発荷主A(業種)、着荷主a(業種)
 - 荷主企業の概要・業務内容
- ▶ 運送事業者:運送事業者ア
 - 担当している輸送の内容
- - 運んでいる品物の内容



3. 課題

- ああああああああああああああああああああああああああああああああああああああ (1)あああああああああああああああ
- **(2**) しいしいしいしいしいしいしいしいしいしいしい
- うううううううううううううううううううううううううううう らううう (3)

4. 事業内容

- **あああああああああああああああああああ**ああああああああああああああああ (1)あああああああああああああああ
- **(2**) しいしいしいしいしいしいしいしいしいしいしい
- **ううううううううううううううううううううう** (3)

可能な限り、数値等

5. 結果

- を用いて具体的に記 (1)ああああああああああああああああああああああああ 述してください。 あああああああああああああああ
- い行は必要は応じで増いいい **(2**) しいしいしいしいしいしいしいしいしいしいしい 減可。
- (3) ううううううううううううううううううううう

6. 荷主企業のメリット

- (1)あああああああああああああああ
- しいしいしいしいしいしいしいしいしいしいしいしい
- (3) うううううううううううううううううううううううう

7. 結果に結びついたポイント

- (1)ああああああああああああああ
- いしいしいしいしい **(2**) しいしいしいしいしいしいしいしいしいしいしい
- (3)

事 務 連 絡 平成28年10月17日

北海道農政事務所 生産経営産業部長 宛 地方農政局 経営·事業支援部長 宛

農林水産省食料産業局食品流通課長

トラック運輸における取引環境・労働時間改善地方協議会への参画等について(協力依頼)

時下、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

食品の流通分野に関しては、「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月)」の検討継続項目に「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」が位置付けられたことを受け、昨年度から、自民党の農林水産業骨太方針策定PTや政府の規制改革推進会議において議論が行われているところです。

この中で、生産者の所得向上に寄与する課題として、物流の効率化による物流コストの削減が特に重要との認識で一致しており、今後、国土交通省等の関係省庁と連携した取組の推進が喫緊の課題となっております。

その一環として、国土交通省から協力を求められている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」及び「パイロット事業」について、農林水産省としても積極的に参画していくことが重要と考えております。

この協議会は、荷主、運送事業者、有識者、関係団体、行政を構成員として、国土交通省と厚生労働省が協働して、中央及び47都道府県に立ち上げており、トラック運送業の荷待ち時間の削減等、長時間労働の抑制に向けた議論を行っております。

この取り組みの一つとして、発荷主(生産者、JA等)、運送事業者、着荷主(卸売業者、小売業者等)が連携して、専門家の助言の下、物流の現状分析や課題の洗い出し、解決手段の検討、実証実験を行うパイロット事業を、平成28~29年度にかけて実施するもので、対象荷種の多くが農水産物や食品となっています。

これらの取組は、生産者の所得向上や食品産業の生産性向上に資するものであり、また、農畜水産物や飲食料品の流通の改善に関するものであることから、貴局(事務所)におかれましては、地方運輸局と十分な連携を図っていただくとともに、各都道府県ごとに設置されている協議会に参画する等、必要な対応を行って頂きますよう、ご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、地方農政局等の参画等については、国土交通省自動車局貨物課から地方運輸局に対して連絡がなされていることを念のため申し添えます。

(※) 国土交通省の協議会及びパイロット事業の概要については、こちらからご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

担当:食料産業局 食品流通課

企画調查班 朝倉、堀、小谷

直通: 03-3502-5741